



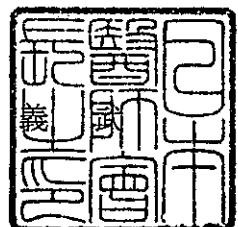
日医発第 555 号 (地 I 109)

平成 24 年 9 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉



## 精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正につきましては、先般、平成 24 年 7 月 11 日付日医発第 355 号 (地 I 67) の文書をもって、貴会に厚生労働省関係通知をお送り申し上げたところであります。

今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に、標記の通知が発出されるとともに、本会に対してもその了知、周知方依頼がありました。

本件は、厚生労働省告示の改正により、精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値のうち、都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率、年齢階級別精神病床入院率、平均残存率及び現退院率が最新の統計に基づく数値に変更されたことを受けたものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴都道府県医療審議会等における精神病床に係る基準病床数の見直しへのご対応につき、ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

追って、同障害保健福祉部長より、昭和 37 年に発出された旧厚生省医務局長通知「精神病院の保護室の構造設備」の廃止についての周知依頼がありましたので、併せてご了知の上、貴会管下関係病院への周知方につきよろしくお願ひいたします。



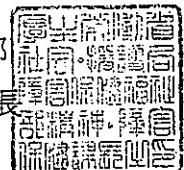
文

障精発0820第1号

平成24年8月20日

社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課長



医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る  
基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたので、御了知いただくとともに周知方よろしくお願ひいたします。

障精発0820第1号

平成24年8月20日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長

医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る  
基準病床数の算定に使用する数値等の一部改正について

医療計画における基準病床数の算定に関する基準について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の30第2号及び別表第6の規定に基づき、「医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第483号。別添参照。）が平成24年8月17日に告示され、同日適用されたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただきたい。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、精神科病床に係る基準病床数の算定の際に使用する数値を最新の統計に基づく数値に変更すること。

第二 改正の内容

以下について見直しを行ったこと。

- ①別表第一 都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率
- ②別表第二 都道府県の年齢階級別精神病床入院率
- ③別表第三 都道府県の平均残存率
- ④別表第四 都道府県の現退院率

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

特殊法人等

特口

11K

量法施行規則第百二十二条に基づく  
特定計量証明事業管理者講習、独立  
行政法人製品評価技術基盤機構計量  
法第二百四十三条第一項の規定に基  
く登録、独立行政法人環境再生保全  
機構平成二十三事業年度財務諸表、  
西日本高速道路株式会社工事開始、  
工事開始委嘱、日本弁護士連合会懇  
戒の処分關係

○厚生労働省告示第四百八十一号  
医療法施行規則(昭和三十九年厚生省令第五十号)第八十条の三十一第一項及び別表第六の規定に基  
づき、医療法第二十条の四第一項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する數  
値等(平成十八年厚生労働省告示第百六十一号)の一部を改正するもの。

平成二十四年八月十七日

別表第一(第二条関係)

厚生労働大臣 小曾口洋子

地方公共団体  
行旅死亡人關係  
会社その他

都道府県	年齢階級別			
	0歳~19歳	20歳~39歳	40歳~64歳	65歳~
都道府県	0.072%	0.412%	0.481%	0.686%
北海道	0.071%	0.399%	0.487%	0.575%
青森県	0.068%	0.479%	0.431%	0.448%
岩手県	0.072%	0.269%	0.291%	0.401%
宮城県	0.056%	0.412%	0.403%	0.715%
秋田県	0.072%	0.387%	0.433%	0.633%
山形県	0.060%	0.395%	0.355%	0.502%
福島県	0.036%	0.221%	0.223%	0.297%
茨城県	0.038%	0.245%	0.255%	0.297%
栃木県	0.022%	0.324%	0.332%	0.347%
群馬県	0.035%	0.209%	0.215%	0.377%
埼玉県	0.063%	0.274%	0.318%	0.370%
東京都	0.035%	0.244%	0.246%	0.260%
千葉県	0.033%	0.207%	0.218%	0.285%
神奈川県	0.061%	0.282%	0.326%	0.484%
新潟県	0.047%	0.333%	0.370%	0.377%
長野県	0.079%	0.384%	0.377%	0.439%
静岡県	0.035%	0.215%	0.240%	0.250%
富山县	0.050%	0.369%	0.344%	0.433%
石川県	0.044%	0.359%	0.397%	0.563%

- 医療法第三十条の四第一項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する數の算定に使用する数値等の一部を改正する件(厚生労働四八三)
- 海上における空対空射撃訓練を実施する件(防衛一七七、一八〇)
- 海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験及び試験を実施する件(同一八二)
- 海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件(同一八一)
- 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件(同一八三、一八五、一八六)
- 海上における射撃訓練を実施する件(同一八四、一九一、一九七)
- 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件(同一八七、一九〇)
- 海上における射撃訓練等を実施する件(同一九八、二〇〇)

[公 司]

諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係

福井県	0.035%	0.411%	0.465%	0.741%
岐阜県	0.038%	0.265%	0.255%	0.281%
愛知県	0.033%	0.235%	0.25%	0.262%
三重県	0.060%	0.315%	0.345%	0.333%
滋賀県	0.025%	0.239%	0.231%	0.266%
京都府	0.029%	0.217%	0.292%	0.470%
大阪府	0.038%	0.287%	0.365%	0.370%
兵庫県	0.032%	0.195%	0.227%	0.304%
奈良県	0.029%	0.225%	0.257%	0.423%
和歌山县	0.026%	0.226%	0.245%	0.219%
鳥取県	0.068%	0.387%	0.455%	0.550%
島根県	0.120%	0.467%	0.545%	0.633%
岡山県	0.066%	0.378%	0.446%	0.586%
広島県	0.061%	0.339%	0.432%	0.567%
山口県	0.079%	0.335%	0.424%	0.584%
徳島県	0.040%	0.360%	0.515%	0.384%
香川県	0.026%	0.327%	0.393%	0.558%
愛媛県	0.049%	0.360%	0.452%	0.449%
高知県	0.111%	0.493%	0.793%	1.256%
福岡県	0.058%	0.367%	0.47%	0.732%
佐賀県	0.036%	0.438%	0.584%	0.788%
長崎県	0.119%	0.553%	0.57%	0.669%
熊本県	0.054%	0.550%	0.542%	0.752%
大分県	0.053%	0.313%	0.396%	0.709%
宮崎県	0.041%	0.377%	0.491%	0.794%
鹿児島県	0.041%	0.439%	0.505%	0.594%
沖縄県	0.044%	0.470%	0.702%	0.813%

別表第二（第三条関係）  
都道府県の年齢階級別精神病床入院率

北 海 道	0.010%	0.117%	0.409%	0.735%
青森県	0.010%	0.119%	0.360%	0.535%
岩手県	0.012%	0.141%	0.450%	0.471%
宮城県	0.008%	0.073%	0.267%	0.554%
秋田県	0.009%	0.119%	0.395%	0.660%
山形県	0.008%	0.098%	0.344%	0.581%
福島県	0.007%	0.110%	0.429%	0.609%
茨城県	0.007%	0.081%	0.340%	0.375%
栃木県	0.007%	0.086%	0.338%	0.446%
群馬県	0.005%	0.091%	0.345%	0.447%
埼玉県	0.006%	0.065%	0.212%	0.469%
東京都	0.015%	0.063%	0.209%	0.365%
千葉県	0.010%	0.071%	0.260%	0.393%
神奈川県	0.007%	0.055%	0.166%	0.304%
新潟県	0.010%	0.095%	0.332%	0.525%
山梨県	0.007%	0.072%	0.329%	0.486%
長野県	0.015%	0.093%	0.280%	0.387%
静岡県	0.008%	0.063%	0.227%	0.298%
富山県	0.007%	0.110%	0.319%	0.514%
石川県	0.010%	0.109%	0.367%	0.679%
福井県	0.007%	0.094%	0.326%	0.559%
岐阜県	0.005%	0.083%	0.264%	0.330%
愛知県	0.005%	0.080%	0.262%	0.295%
三重県	0.025%	0.107%	0.324%	0.432%
滋賀県	0.003%	0.057%	0.178%	0.379%

京 都 府	0.003%	0.048%	0.211%	0.629%	秋 田 県	0.282
大 阪 府	0.007%	0.080%	0.277%	0.419%	山 形 県	0.262
兵 庫 県	0.008%	0.076%	0.253%	0.399%	福 島 県	0.287
奈 良 県	0.005%	0.067%	0.209%	0.360%	茨 城 県	0.321
和 歌 山 県	0.004%	0.072%	0.303%	0.340%	栃 木 県	0.294
鳥 取 県	0.008%	0.115%	0.386%	0.602%	群 馬 県	0.276
島 根 県	0.028%	0.116%	0.373%	0.571%	埼 玉 県	0.314
岡 山 県	0.009%	0.083%	0.368%	0.556%	東 京 都	0.259
広 島 県	0.006%	0.107%	0.362%	0.654%	千 葦 県	0.293
山 口 県	0.010%	0.133%	0.479%	0.763%	神 奈 川 県	0.268
徳 島 県	0.009%	0.144%	0.695%	0.692%	新 犀 県	0.301
香 川 県	0.005%	0.110%	0.437%	0.593%	山 犀 県	0.279
愛媛 県	0.006%	0.105%	0.418%	0.563%	長 野 県	0.247
高 知 県	0.006%	0.120%	0.518%	0.823%	静 球 県	0.289
福 岡 県	0.009%	0.121%	0.501%	0.930%	當 山 県	0.285
佐 賀 県	0.015%	0.167%	0.607%	0.975%	石 川 県	0.304
長 崎 県	0.018%	0.162%	0.656%	0.982%	福 井 県	0.239
熊 本 県	0.008%	0.140%	0.552%	0.556%	岐 阜 県	0.264
大 分 県	0.010%	0.130%	0.520%	0.845%	愛 知 県	0.275
宮 崎 県	0.007%	0.124%	0.561%	1.068%	三 重 県	0.309
鹿児島 県	0.007%	0.181%	0.700%	1.035%	滋 賀 県	0.274
沖 縄 県	0.006%	0.131%	0.556%	0.947%	京 都 府	0.305

別表第三(第五条関係)

## 都道府県の平均残存率

都 道 府 県	平 均 残 存 率	大 阪 府	0.269
北 海 道		兵 庫 県	0.307
青 森 県		奈 良 県	0.372
岩 手 県		和 歌 山 県	0.252
宮 城 県	0.314	鳥 取 県	0.303
		島 根 県	0.275

岡山県	0.253	群馬県	0.167	0.167	0.167
広島県	0.248	埼玉県	0.221	0.221	0.221
山口県	0.336	東京都	0.264	0.264	0.264
徳島県	0.262	千葉県	0.194	0.194	0.194
香川県	0.291	神奈川県	0.247	0.247	0.247
愛媛県	0.295	新潟県	0.187	0.187	0.187
高知県	0.217	山梨県	0.176	0.176	0.176
福岡県	0.328	長野県	0.241	0.241	0.241
佐賀県	0.358	静岡県	0.198	0.198	0.198
長崎県	0.289	富山县	0.187	0.187	0.187
熊本県	0.268	石川県	0.231	0.231	0.231
大分県	0.348	岐阜県	0.226	0.226	0.226
宮崎県	0.310	愛知県	0.196	0.196	0.196
鹿児島県	0.373	三重県	0.267	0.267	0.267
沖縄県	0.273	滋賀県	0.231	0.231	0.231
認識機関の上位を示す。					

別表第四(第六条関係)

## 都道府県の現退院率

都道府県	年齢階級別	0歳~19歳	20歳~39歳	40歳~64歳	65歳~
北海道	0.251	0.251	0.251	0.251	0.214
青森県	0.313	0.313	0.313	0.313	0.228
岩手県	0.231	0.231	0.231	0.231	0.228
宮城県	0.237	0.237	0.237	0.237	0.228
秋田県	0.200	0.200	0.200	0.200	0.228
山形県	0.267	0.267	0.267	0.267	0.228
福島県	0.171	0.171	0.171	0.171	0.161
茨城县	0.176	0.176	0.176	0.176	0.161
栃木県	0.161	0.161	0.161	0.161	0.161
京都市					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山县					
鳥取県					
島根県					
岡山县					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					



よる人口等のうち最近のものによることとします。

(注2)「年齢階級」とは、20歳未満、20歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上の年齢による階級です。

(注3)〔年齢階級別精神病床新規入院率〕、「年齢階級別精神病床入院率」、「病床利用率」、「平均残存率」、「退院率」、「退院する長期入院患者数の目標値」

は、「医療法第30条の4第2項第11号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(平成18厚生労働省告示第161号)」により定められています。

### 1 精神病床

都道府県の区域ごとに(1)と(2)の算定式により算定した数の合計を標準とします。

ただし、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が、(3)の算定式により算出された数を下回る区域においては、(4)の算定式により算出された数を限度として、都道府県知事が適当と認める数をその区域における標準数に加えることができます。

#### (1) 1年未満の在院患者

$$\{[当該都道府県の年齢階級別] \times [当該都道府県の年齢階級別新規入院率] + [当該都道府県への他都道府県] - [当該都道府県から他都道府県]\}$$

$$\times (\text{知事が定める平均残存率}) \times \frac{1}{\text{病床利用率}}$$

#### (2) 1年以上の在院患者

$$\{[当該都道府県の年齢階級別] \times [1 - \text{退院率}] の総和 + (\text{当該年に入院期間が1年に達した入院患者数}) \times (\text{退院する長期入院患者数の目標値}) \times \frac{1}{\text{病床利用率}}$$

$$(3) [当該都道府県の年齢階級別] \times [別精神病床入院率]$$

$$(4) \{[都道府県外への] \times \frac{1}{\text{病床利用率}}\} \times \frac{1}{3}$$

(注1)「人口」とは、医療計画作成時における夜間人口をいう。その数値については、国勢調査の結果による人口、地方公共団体の人口に関する公式統計に

## 参考

改正前

(退院率)  
○・二四とする。

- 医療法第三十条の四第二項第十一号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

改正 平二三厚労告一五一  
(平成一八・三・二八)  
(厚労告一六一)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第二号及び別表第六の規定に基づき、医療法第三十条の第三項第三号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

(規則第三十条の三十第二号に規定する精神病床に係る病床利用率)

第一条 医療法施行規則(以下「規則」という。)第三十条の三十第二号に規定する病床利用率は、○・九五とする。

(年齢階級別精神病床新規入院率)

第二条 規則別表第六に規定する都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率は、別表第一に掲げる数値とする。

(年齢階級別精神病床入院率)

第三条 規則別表第六に規定する都道府県の年齢階級別精神病床入院率は、別表第二に掲げる数値とする。

(規則別表第六に規定する精神病床に係る病床利用率)

第四条 規則別表第六に規定する入院期間が一年未満である者の精神病床に係る病床利用率は、○・九五とする。

2 規則別表第六に規定する入院期間が一年以上である者の精神病床に係る病床利用率は、○・九五とする。

(平均残存率)

第五条 規則別表第六に規定する都道府県の平均残存率は、別表第三に掲げる数値とする。

2 規則別表第六に規定する全国の平均残存率の目標値は、

- 第六条 規則別表第六に規定する都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率(以下「現退院率」という。)は、別表第四に掲げる数値とする。  
2 規則別表第六に規定する全国の退院率の目標値は、○・二九とする。

(退院する長期入院患者数の目標値)

第七条 規則別表第六に規定する退院する長期入院患者数の目標値は、それぞれの都道府県の実情に応じて都道府県知事が定める値とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する都道府県にあっては、当該都道府県における入院期間が一年以上である精神病床における入院患者の数から当該都道府県の人口に○・〇〇一八一一を乗じた値を減じた値に○・一五を乗じた値以上の値とする。

一 当該都道府県における入院期間が一年以上である精神病床における入院患者の数を当該都道府県の人口で除した値が○・〇〇二以上であること  
二 当該都道府県の現退院率が○・二以下であること

別表第一（第二条関係）

## 都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率

都道府県 年齢階級別	0歳～ 19歳	20歳～ 39歳	40歳～ 64歳	65歳～	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県	0.042% 0.034% 0.049% 0.039% 0.044% 0.026% 0.047% 0.050% 0.069% 0.031% 0.059% 0.026% 0.045% 0.033% 0.020% 0.058% 0.034% 0.034% 0.045% 0.060% 0.064% 0.026% 0.037% 0.055% 0.048% 0.019% 0.035% 0.061% 0.028% 0.017% 0.023% 0.023% 0.030% 0.017% 0.038% 0.107%	0.343% 0.337% 0.300% 0.313% 0.316% 0.283% 0.381% 0.320% 0.406% 0.344% 0.464% 0.299% 0.452% 0.361% 0.453% 0.343% 0.379% 0.328% 0.422% 0.429% 0.381% 0.621% 0.456% 0.480% 0.397% 0.488% 0.342% 0.439% 0.419% 0.617%	0.402% 0.379% 0.328% 0.422% 0.429% 0.381% 0.621% 0.456% 0.480% 0.397% 0.488% 0.342% 0.439% 0.419% 0.617%	0.584% 0.543% 0.451% 0.313% 0.469% 0.345% 0.671% 0.677% 0.657% 0.535% 0.512% 0.590% 0.717% 0.459% 0.662%
	19歳	39歳	64歳						
北海道	0.063%	0.381%	0.455%	0.644%					
青森県	0.030%	0.350%	0.434%	0.526%					
岩手県	0.039%	0.288%	0.381%	0.391%					
宮城県	0.048%	0.213%	0.281%	0.390%					
秋田県	0.047%	0.390%	0.385%	0.579%					
山形県	0.054%	0.373%	0.420%	0.588%					
福島県	0.035%	0.291%	0.379%	0.479%					
茨城県	0.023%	0.182%	0.197%	0.279%					
栃木県	0.045%	0.254%	0.242%	0.272%					
群馬県	0.033%	0.320%	0.276%	0.307%					
埼玉県	0.020%	0.177%	0.171%	0.296%					
東京都	0.058%	0.276%	0.323%	0.405%					
千葉県	0.034%	0.218%	0.287%	0.277%					
神奈川県	0.034%	0.182%	0.194%	0.297%					
新潟県	0.045%	0.249%	0.325%	0.467%					
山梨県	0.060%	0.278%	0.323%	0.315%					
長野県	0.064%	0.341%	0.372%	0.370%					
静岡県	0.026%	0.201%	0.202%	0.224%					
富山県	0.037%	0.284%	0.356%	0.395%					
石川県	0.055%	0.284%	0.329%	0.519%					
福井県	0.048%	0.413%	0.328%	0.478%					
岐阜県	0.019%	0.240%	0.232%	0.225%					
愛知県	0.035%	0.190%	0.195%	0.219%					
三重県	0.061%	0.248%	0.310%	0.326%					
滋賀県	0.028%	0.198%	0.199%	0.276%					
京都府	0.017%	0.220%	0.254%	0.402%					
大阪府	0.023%	0.251%	0.309%	0.329%					
兵庫県	0.023%	0.168%	0.196%	0.259%					
奈良県	0.030%	0.164%	0.160%	0.290%					
和歌山県	0.017%	0.217%	0.225%	0.183%					
鳥取県	0.038%	0.301%	0.337%	0.466%					
島根県	0.107%	0.421%	0.529%	0.593%					

## 255 精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

別表第二（第三条関係）

## 都道府県の年齢階級別精神病床入院率

北海道	0.014%	0.157%	0.496%	0.757%	鳥取県	0.009%	0.138%	0.466%	0.413%
青森県	0.008%	0.126%	0.465%	0.459%	島根県	0.021%	0.140%	0.459%	0.555%
岩手県	0.010%	0.168%	0.540%	0.449%	岡山県	0.005%	0.113%	0.381%	0.604%
宮城県	0.007%	0.086%	0.326%	0.451%	広島県	0.009%	0.138%	0.453%	0.664%
秋田県	0.009%	0.147%	0.505%	0.615%	山口県	0.008%	0.166%	0.550%	0.740%
山形県	0.009%	0.120%	0.390%	0.434%	徳島県	0.006%	0.220%	0.856%	0.665%
福島県	0.006%	0.143%	0.575%	0.623%	香川県	0.005%	0.137%	0.571%	0.662%
茨城県	0.004%	0.099%	0.417%	0.404%	愛媛県	0.007%	0.121%	0.507%	0.488%
栃木県	0.007%	0.110%	0.430%	0.388%	高知県	0.005%	0.146%	0.633%	0.765%
群馬県	0.005%	0.118%	0.430%	0.361%	福岡県	0.010%	0.157%	0.604%	0.967%
埼玉県	0.006%	0.095%	0.253%	0.415%	佐賀県	0.020%	0.225%	0.673%	0.995%
東京都	0.018%	0.086%	0.289%	0.418%	長崎県	0.010%	0.201%	0.783%	0.981%
千葉県	0.011%	0.090%	0.316%	0.447%	熊本県	0.009%	0.161%	0.703%	0.872%
神奈川県	0.009%	0.069%	0.219%	0.368%	大分県	0.006%	0.153%	0.643%	0.807%
新潟県	0.010%	0.108%	0.433%	0.497%	宮崎県	0.008%	0.173%	0.700%	1.047%
山梨県	0.011%	0.109%	0.444%	0.461%	鹿児島県	0.009%	0.221%	0.860%	0.915%
長野県	0.011%	0.111%	0.370%	0.346%	沖縄県	0.006%	0.182%	0.740%	0.962%
静岡県	0.006%	0.085%	0.282%	0.280%					
富山県	0.004%	0.141%	0.476%	0.510%					
石川県	0.010%	0.131%	0.484%	0.647%					
福井県	0.007%	0.114%	0.409%	0.500%					
岐阜県	0.005%	0.099%	0.324%	0.316%					
愛知県	0.007%	0.103%	0.313%	0.338%					
三重県	0.023%	0.139%	0.411%	0.442%					
滋賀県	0.005%	0.079%	0.247%	0.358%					
京都府	0.004%	0.065%	0.274%	0.700%					
大阪府	0.007%	0.096%	0.327%	0.474%					
兵庫県	0.006%	0.095%	0.309%	0.427%					
奈良県	0.006%	0.093%	0.259%	0.383%					
和歌山县	0.005%	0.097%	0.389%	0.344%					

別表第三（第五条関係）

## 都道府県の平均残存率

都道府県	平均残存率	
北海道	0.309	
青森県	0.285	
岩手県	0.379	
宮城県	0.308	
秋田県	0.317	
山形県	0.274	
福島県	0.326	
茨城県	0.362	
栃木県	0.305	
群馬県	0.282	
埼玉県	0.350	
東京都	0.273	
千葉県	0.324	
神奈川県	0.327	
新潟県	0.309	
山梨県	0.306	
長野県	0.237	
静岡県	0.295	
富山县	0.349	
石川県	0.326	
福井県	0.254	
岐阜県	0.265	
愛知県	0.318	
三重県	0.301	
滋賀県	0.271	
京都府	0.318	
大阪府	0.295	
兵庫県	0.343	
奈良県	0.360	
和歌山県	0.279	
鳥取県	0.294	
島根県	0.295	
岡山県	0.282	
広島県	0.308	
山口県	0.361	
徳島県	0.342	
香川県	0.319	
愛媛県	0.320	
高知県	0.262	
福岡県	0.343	
佐賀県	0.344	
長崎県	0.359	
熊本県	0.291	
大分県	0.364	
宮崎県	0.305	
鹿児島県	0.404	
沖縄県	0.320	

## 257 精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等

別表第四（第六条関係）

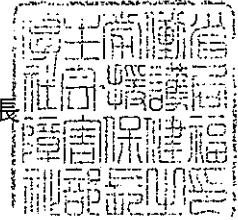
都道府県の現退院率

年齢階級別 都道府県	0歳～ 19歳	20歳～ 39歳	40歳～ 64歳	65歳～	鳥取県	0.156	0.156	0.156	0.156
北海道	0.247	0.247	0.247	0.247	島根県	0.278	0.278	0.278	0.278
青森県	0.209	0.209	0.209	0.209	岡山県	0.233	0.233	0.233	0.233
岩手県	0.230	0.230	0.230	0.230	広島県	0.213	0.213	0.213	0.213
宮城県	0.220	0.220	0.220	0.220	山口県	0.208	0.208	0.208	0.208
秋田県	0.235	0.235	0.235	0.235	徳島県	0.160	0.160	0.160	0.160
山形県	0.228	0.228	0.228	0.228	香川県	0.218	0.218	0.218	0.218
福島県	0.176	0.176	0.176	0.176	愛媛県	0.194	0.194	0.194	0.194
茨城県	0.164	0.164	0.164	0.164	高知県	0.220	0.220	0.220	0.220
栃木県	0.197	0.197	0.197	0.197	福岡県	0.217	0.217	0.217	0.217
群馬県	0.170	0.170	0.170	0.170	佐賀県	0.258	0.258	0.258	0.258
埼玉県	0.325	0.325	0.325	0.325	長崎県	0.175	0.175	0.175	0.175
東京都	0.274	0.274	0.274	0.274	熊本県	0.188	0.188	0.188	0.188
千葉県	0.173	0.173	0.173	0.173	大分県	0.234	0.234	0.234	0.234
神奈川県	0.246	0.246	0.246	0.246	宮崎県	0.132	0.132	0.132	0.132
新潟県	0.194	0.194	0.194	0.194	鹿児島県	0.183	0.183	0.183	0.183
山梨県	0.250	0.250	0.250	0.250	沖縄県	0.269	0.269	0.269	0.269
長野県	0.187	0.187	0.187	0.187					
静岡県	0.188	0.188	0.188	0.188					
富山县	0.179	0.179	0.179	0.179					
石川県	0.223	0.223	0.223	0.223					
福井県	0.183	0.183	0.183	0.183					
岐阜県	0.192	0.192	0.192	0.192					
愛知県	0.190	0.190	0.190	0.190					
三重県	0.257	0.257	0.257	0.257					
滋賀県	0.168	0.168	0.168	0.168					
京都府	0.217	0.217	0.217	0.217					
大阪府	0.201	0.201	0.201	0.201					
兵庫県	0.176	0.176	0.176	0.176					
奈良県	0.211	0.211	0.211	0.211					
和歌山県	0.163	0.163	0.163	0.163					

障発0822第2号  
平成24年8月22日

社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



「精神病院の保護室の構造設備について」

(昭和37年医発第670号各都道府県知事宛厚生省医務局長通知)の廃止について

精神科病院の保護室については、「精神科病院建築基準の改正について」(昭和44年6月23日付衛発第431号各都道府県知事宛厚生省公衆衛生局長通知)等でお示ししているところですが、精神科病院の保護室の構造設備について、別添1「精神病院の保護室の構造設備について」(昭和37年医発第670号各都道府県知事宛厚生省医務局長通知。以下「本通知」という。)をもって、保護室に鉄棒を設置しなければならない、という誤解が生じている例が散見されるため、すでに本通知は昭和60年9月5日の医療法施行規則の一部を改正する省令の施行(別添2「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和60年9月5日健政発第607号各都道府県知事宛厚生省健康政策局長通知))により効力を失っていますが、改めて本通知の廃止についてお知らせいたしますので、貴会員に対し、本件に関する周知方お願い申し上げます。

なお、本件については、都道府県知事及び指定都市市長宛に、同様の内容を周知していることを申し添えます。

## ○精神病院の保護室の構造設備について

〔昭和三十七年七月二十日 医発第六七〇号  
各都道府県知事宛 厚生省医務局長通知〕

標記のことについて別紙(1)の照会に対し、別紙(2)のとおり回答したので御了知ありたい。

## 別紙(1)

〔昭和三十七年六月二十七日 医第二、二三五号  
厚生省医務局長宛 兵庫県知事照会〕

本県において、最近次図のような保護室と直接外気に面する窓との間に通路のある構造のものが申請されました。この構造は、収容患者の保護および監視に必要かつ便利なものと認められ、希望する向きも多いようありますから、許可することが適当かと考えられます。しかし、この構造は、医療法施行規則第十六条に規定する「直接外気に面して開放できる」ものに該当しないと解される点もあります。つきましては、左記の点に関する貴官のご意見をお聞かせ願いたい。

## 記

- 1 通路幅が狭く、鉄棒の箇所が窓でない（扉はない）。構造の場合も、保護室が直接外気に面して開放しているものと解してよい。
- 2 前号の解釈により許可するとしても、次のような条件を具備した場合にだけ許可することにしてどうか。

- (1) 保護室の通路側は鉄棒だけの構造とし壁を設けないこと。
- (2) 通路は、幅一メートル程度とし、保護患者の監視にだけ使用すること。

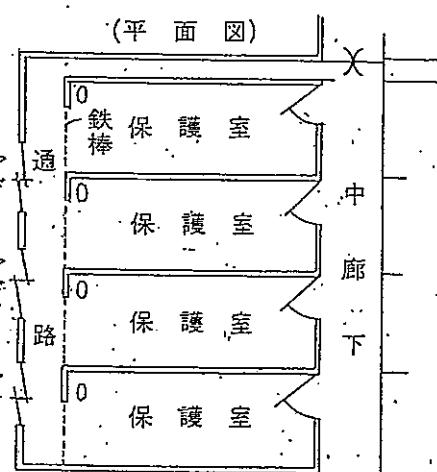
- (3) 窓は、各室に一つの割で設け、その開放面積は、保護室の床面積の一〇分の一以上とすること（建築基準法施行令第三十条）

$$\text{参考 } \frac{1}{4} \div \frac{7}{10} = \frac{1}{8}$$

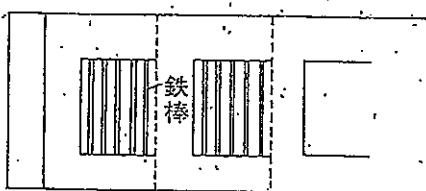
## 別紙(2)

〔昭和三十七年七月二十日 医発第六七〇号  
兵庫県知事宛 厚生省医務局長回答〕

昭和三十七年六月三十日医第二、二三五号で照会のあつた標記について、記の2にかかる条件をみたす場合は記の1のとおりの取り扱いとして差し支えない。



(側面図)



別添2

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について(抄)

(昭和六〇年九月五日)

(健政発第六〇七号)

(各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

今般、病院、診療所及び助産所の構造設備に関し、医療法施行規則の一部を改正する省令が昭和六〇年九月五日厚生省令第三七号として公布され、同日から施行されることとなつた。(別添参照)

この省令の改正内容及びその施行に当たつての留意事項は左記のとおりであるので、御了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 病院、診療所に関する規定(第一六条第一項関係)

(1) 病室の外気開放に関する事項(第五号)

ア 病室の換気に関する特別な規制を廃止し、一般の住宅の居室と同様の取扱いとしたこと。

なお、建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号)第二八条及び建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二〇条の二の規定に基づき、換気基準及び換気設備の技術的基準が定められていることに留意されたいこと。

イ 伝染病室、結核病室又は病理細菌検査室について、機械換気設備の換気系統の区分が必要である旨明記したこと。

なお、既に設置されている機械換気設備(設置工事中のものを含む。)については、昭和六一年九月一日までは適用しないこと。

(2) 防蠅設備に関する事項(第一六号)

防蠅設備を不要としたこと。

2 助産所に関する規定(第一七条第一項関係)

(略)

3 病院に関する規定(第二〇条関係)

(略)

4 その他

(略)

別添 略

参考

〈別添1の参照条文〉

- 当時の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50条）

第十六条

一～四（略）

五 病室にあつては、その床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できること

六～二十一（略）

（別添2の参照条文）

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）

（居室の採光及び換気）

第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室（居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。）には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。

2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。

3 別表第一(い)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室などの室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの（政令で定めるものを除く。）には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。

4 ふすま、障子その他隨時開放することができるもので仕切られた二室は、前三項の規定の適用については、一室とみなす。

- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

（有効面積の算定方法）

第二十条 法第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下この条において「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた建築物の開口部については、その算定方法によることができる。

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値（天窓にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値）とする。ただし、採光補正係数が三・〇を超えるときは、三・〇を限度とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線（法第八十六条第十項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の法第八十六条の二第一項に規定する一敷地内認定建築物（同条第九項の規定により一敷地内認定建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内認定建築物」という。）又は同条第三項に規定する一敷地内許可建築物（同条第十一項又は第十二項の規定により一敷地内許可建築物とみなされるものを含む。以下この号において「一敷地内許可建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道（都市計画区域又は準都市計画区域においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあつては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうちの最も小さい数値（以下「採光関係比率」という。）に六・〇を乗じた数値から一・四を減じて得た算定値（次のイからハまでに掲げる場合にあつては、それぞれイからハまでに定める数値）

イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が一・〇未満となる場合 一・〇

ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が七メートル以上であり、かつ、当該算定値が一・〇未満となる場合 一・〇

ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が七メートル未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 零

二、三（略）

（換気設備の技術的基準）

第二十条の二 法第二十八条第二項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第三項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の政令で定める特殊建築物（以下この条において「特殊建築物」という。）の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。

一 換気設備の構造は、次のイからニまで。（特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、口からニまで）のいずれかに適合するものであること。

イ 自然換気設備にあつては、第百二十九条の二の六第一項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

（1） 排気筒の有効断面積は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$A_v = A_f \div 250\sqrt{h}$$

この式において、 $A_v$ 、 $A_f$ 及び $h$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_v$  排気筒の有効断面積（単位 平方メートル）

$A_f$  居室の床面積（当該居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）

$h$  給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ（単位 メートル）

（2） 給気口及び排気口の有効開口面積は、（1）に規定する排気筒の有効断面積以上とすること。

（3） （1）及び（2）に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ロ 機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を除く。以下同じ。）にあつては、第百二十九条の二の六第二項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

（1） 有効換気量は、次の式によつて計算した数値以上とすること。

$$[V = 20 A_f \div N]$$

この式において、 $V$ 、 $A_f$ 及び $N$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$V$  有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

$A_f$  居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積）（単位 平方メートル）

$N$  実況に応じた一人当たりの占有面積（特殊建築物の居室にあつては、三を超えるときは三と、その他の居室にあつては、十を超えるときは十とする。）（単位 平方メートル）】

（2） 一の機械換気設備が二以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、

当該換気設備の有効換気量は、当該二以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。

(3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第百二十九条の二の六第三項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。

ニ イからハまでに掲げる構造とした換気設備以外の設備にあつては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとすること。

(1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね百万分の千以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね百万分の十以下に保つ換気ができるものであること。

(2) 給気口及び排気口から雨水又はねずみ、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。

(3) 風道から発散する物質及びその表面に付着する物質によって居室の内部の空気が汚染されないものであること。

(4) 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第百二十九条の二の六第三項の表の(一) 及び (四) から (六) までに掲げる基準に適合するものであること。

二 法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が千平方メートルを超える地下街に設ける機械換気設備（一の居室その他の建築物の部分のみに係るものと除く。）及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は一団地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で避難階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの（以下「中央管理室」という。）において行うことができるものであること。